

令和元年第4回潟上市議会定例会会議録（4日目）

○開 会 令和元年12月17日 午後 1：30

○閉 会 午後 4：50

○出席議員（18名）

1番 鈴木 壮 二	2番 戸 田 俊 樹	3番 菅 原 理 恵 子
4番 瓜 生 望	5番 鈴 木 斌 次 郎	6番 佐 藤 敏 雄
7番 鑑 仁 志	8番 中 川 光 博	9番 澤 井 昭 二 郎
10番 佐 藤 義 久	11番 伊 藤 正 吉	12番 藤 原 典 男
13番 堀 井 克 見	14番 菅 原 秀 雄	15番 小 林 悟
16番 大 谷 貞 廣	17番 児 玉 春 雄	18番 西 村 武

○欠席議員（なし）

○説明のための出席者

市 長 藤 原 一 成	副 市 長 栗 山 隆 昌
教 育 長 工 藤 素 子	総 務 部 長 菅 原 靖 仁
市民生活部長 菅 原 剛	福祉保健部長兼福祉事務所長 仲 山 和 法
産業建設部長 櫻 庭 春 樹	上下水道局長 渋 谷 一 春
教 育 部 長 鑑 孝 子	農業委員会事務局長 児 玉 正 生
総 務 課 長 米 谷 裕 二	企画政策課長 千 葉 秀 樹
財 政 課 長 伊 藤 貢	学校教育課長 山 田 敬 輔

○議会事務局職員出席者

議会事務局長 門 間 正 博	議会事務局次長 児 玉 亮 悦
----------------	-----------------

令和元年第4回潟上市議会定例会日程表（第4号）

令和元年12月17日（4日目）午後1時30分開会

会議並びに議事日程

- 日程第 1 議案第70号 潟上市附属機関設置条例（案）について
- 日程第 2 議案第71号 潟上市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例（案）について
- 日程第 3 議案第72号 潟上市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例（案）について
- 日程第 4 議案第73号 地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例（案）について
- 日程第 5 議案第74号 潟上市議会の議員の議員報酬等に関する条例の一部を改正する条例（案）について
- 日程第 6 議案第75号 潟上市特別職の職員で常勤のものゝ給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例（案）について
- 日程第 7 議案第76号 潟上市一般職の職員の給与に関する条例及び潟上市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例（案）について
- 日程第 8 議案第77号 成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例（案）について
- 日程第 9 議案第78号 潟上市手数料条例の一部を改正する条例（案）について
- 日程第10 議案第79号 潟上市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例（案）について
- 日程第11 議案第80号 潟上市放課後児童クラブ条例の一部を改正する条例（案）について
- 日程第12 議案第81号 潟上市障害者居宅支援金条例の一部を改正する条例（案）について

- 日程第 1 3 議案第 8 2 号 潟上市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例（案）について
- 日程第 1 4 議案第 8 3 号 潟上市天王ふれあい交流センター設置条例の一部を改正する条例（案）について
- 日程第 1 5 議案第 8 4 号 潟上市農業委員会の委員の定数条例の一部を改正する条例（案）について
- 日程第 1 6 議案第 8 7 号 令和元年度潟上市一般会計補正予算（第 7 号）（案）について
- 日程第 1 7 議案第 8 8 号 令和元年度潟上市国民健康保険事業特別会計補正予算（第 2 号）（案）について
- 日程第 1 8 議案第 8 9 号 令和元年度潟上市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 3 号）（案）について
- 日程第 1 9 議案第 9 0 号 令和元年度潟上市介護保険事業特別会計補正予算（第 3 号）（案）について
- 日程第 2 0 議案第 9 1 号 令和元年度潟上市水道事業会計補正予算（第 3 号）（案）について
- 日程第 2 1 議案第 9 2 号 令和元年度潟上市下水道事業会計補正予算（第 2 号）（案）について
- 日程第 2 2 陳情第 1 2 号 市議会として、秋田市新屋への地上イージス配備反対の意見表明を求める陳情
- 日程第 2 3 陳情第 1 3 号 医師養成定員を減らす政府方針の見直しを求める意見書の提出について
- 日程第 2 4 陳情第 1 4 号 介護従事者の全国を適用地域とした特定最賃の新設に関する意見書の提出について
- 日程第 2 5 陳情第 1 5 号 ケプラン有料化などの制度見直しの中止、介護従事者の大幅な処遇改善、介護保険の抜本的改善を求める陳情
- 日程第 2 6 陳情第 1 6 号 若い人も高齢者も安心できる年金制度の実現を求める陳情
- 日程第 2 7 陳情第 1 7 号 お金の心配なく、国の責任で、安心してくらせる社会の実現のため社会保障制度の拡充を求める陳情

- 日程第 28 陳情第 18 号 「深刻な医師不足、高齢化の進行、公共交通機関の衰退など他方における公立・公的病院のおかれている医療事情の状況把握を欠いたまま、国の基準に基づく一方的な再編・統合は行わないこと」を国に求める意見書提出の陳情書
- 日程第 29 陳情第 19 号 加齢性難聴者の補聴器購入に対する公的補助制度の創設を求める陳情
- 日程第 30 議案第 93 号 令和元年度潟上市水道事業会計補正予算（第 4 号）（案）について

午後 1時30分 開会

○議長（西村 武） 皆さん、こんにちは。傍聴者の皆さん、ご苦労様です。

ただいまの出席議員は18名であります。

定足数に達しておりますので、これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

なお、本日17日付けで、議案第93号、令和元年度潟上市水道事業会計補正予算（第4号）（案）についてが追加提出されております。議会運営委員会において当局より提案理由の説明を受けた結果、陳情第19号までの採決後に、日程第30として本日の会議で取り扱うこととしましたのでご報告致します。

ここで市長より発言の申し出がありますので、これを許します。藤原市長。

○市長（藤原一成） それでは、本定例会に追加提案致しました議案の概要について申し上げます。

令和元年度潟上市水道事業会計補正予算（第4号）（案）については、出戸浄水場の非常用発電機を更新するものでございます。

浄水場の非常用発電機、1985年製の発電機の定期点検を行ったところ、点検業者から不具合があるとの報告を12月2日に受けております。現状では作動するものの、いつ作動しなくなってもおかしくない状況であることが判明致しました。万が一停電となり非常用発電機が作動しない場合、出戸地区の給水が停止し、約1,700戸、4,000人の市民の生活に影響を及ぼすことから、早急に対処するため今回追加提案するものでございます。

詳細については後ほど説明申し上げますので、適切なるご決定を賜りますよう宜しくお願い申し上げます。

【日程第1、議案第70号 潟上市附属機関設置条例（案）について から 日程第29、陳情第19号 加齢性難聴者の補聴器購入に対する公的補助制度の創設を求める陳情】

○議長（西村 武） 日程第1、議案第70号、潟上市附属機関設置条例（案）についてから日程第29、陳情第19号、加齢性難聴者の補聴器購入に対する公的補助制度の創設を求める陳情までを一括議題と致します。

各常任委員会並びに予算特別委員会に付託されました議案等の審査の経過と結果について、委員長の報告を求めます。

なお、各常任委員長報告の後、条例案及び陳情等については、議案ごとに質疑、討論、採決まで行います。令和元年度各会計補正予算（案）については、特別委員長報告の後、

討論、採決を行います。

報告の順序は、総務文教常任委員長、社会厚生常任委員長、産業建設常任委員長、予算特別委員長の順に行います。

はじめに、総務文教常任委員長の報告を求めます。10番佐藤総務文教常任委員長。

【総務文教常任委員長の報告】

○総務文教常任委員長（佐藤義久） 令和元年第4回定例会で本委員会に付託された議案について、会議規則第102条の規定により報告します。

1. 審査年月日 令和元年12月9日

2. 出席委員 瓜生 望、鈴木斌次郎、堀井克見、西村 武、鑑 仁志、佐藤義久

3. 説明当局 副市長、教育長、総務部長、教育部長、議会事務局長、各関係課長

4. 書記には、教育部 幼児教育課 菊地陽平さんを指名してございます。

5. 審査の経過と結果

議案第70号、潟上市附属機関設置条例（案）について。

本条例は、市が設置する委員会等について整理し、地方自治法第138条の4第3項の規定による附属機関を明確化するため、条例を制定するものです。

委員からは、委員会等の整理の方法について質問があり、当局からは、市長等の執行機関の求めに応じて調停、審査、調査を行う組織であること、組織としての意思により、市長等の執行機関に対して答申、提言、報告等を行う合議体であることの2つの判断基準で整理をしたとの回答がありました。

本案は、全会一致で原案どおり可決すべきものと決しました。

議案第71号、潟上市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例（案）について。

本条例は、地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴い、特別職非常勤職員として任用すべき職を整理し、その報酬の額等を定めるため、条例の関係部分を改正するものです。

委員からは、非常勤の特別職職員とならない委員が市が開催する会議に出席する場合の対応について質問があり、当局からは、報償費により謝礼を支払うことになるとの回答がありました。

本案は、全会一致で原案どおり可決すべきものと決しました。

議案第72号、潟上市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正

する条例（案）について。

本条例は、パートタイム会計年度任用職員に対して支給する期末手当の額について必要な事項を定めるほか、所要の規定を整理するため、条例の関係部分を改正するものです。

委員からは、栄養士や特別支援教育支援員を除いた理由について質問があり、当局からは、栄養士と特別支援教育支援員については外部委託をすることで進めていることから、見直しを行ったとの回答がありました。

本案は、全会一致で原案どおり可決すべきものと決しました。

議案第73号、地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例（案）について。

本条例は、地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴い、所要の規定を整理するため、関係条例の関係部分を改正するものです。

本案は、全会一致で原案どおり可決すべきものと決しました。

議案第74号、潟上市議会の議員の議員報酬等に関する条例の一部を改正する条例（案）について。

本条例は、一般職の職員の給与改定により、期末手当の支給割合を改定するため、条例の関係部分を改正するものです。

本案は、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第75号、潟上市特別職の職員で常勤のもの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例（案）について。

本条例は、一般職の職員の給与改定により、期末手当の支給割合を改定するため、条例の関係部分を改正するものです。

本案は、全会一致で原案どおり可決すべきものと決しました。

議案第76号、潟上市一般職の職員の給与に関する条例及び潟上市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例（案）について。

本条例は、秋田県人事委員会の勧告を参考とし、給料表及び諸手当を改定するため、関係条例の関係部分を改正するものです。

本案は、全会一致で原案どおり可決すべきものと決しました。

議案第77号、成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例（案）について。

本条例は、成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴い、関係条例の関係部分を改正するものです。

本案は、全会一致で原案どおり可決すべきものと決しました。

議案第79号、潟上市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例（案）について。

本条例は、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律による災害弔慰金の支給等に関する法律の一部改正等に伴い、災害援護資金の貸付利率等を定めるため、条例の関係部分を改正するものです。

委員からは、保証人の役割についての質問があり、当局からは、法改正の趣旨に従って、連帯して債務を負担することになるとの回答がありました。

本案は、全会一致で原案どおり可決すべきものと決しました。

議案第80号、潟上市放課後児童クラブ条例の一部を改正する条例（案）について。

本条例は、放課後児童クラブの適正な運営及び当該事業の拡充を図るため、条例の関係部分を改正するものです。

委員からは、開所時間を19時まで延長する理由についての質問があり、当局からは、子ども子育てアンケート調査結果などで保護者から要望があることや、認定こども園等が19時まで開所していることから、利用者サービスの拡充として延長するとの回答がありました。

本案は、全会一致で原案どおり可決すべきものと決しました。

陳情第12号、市議会として、秋田市新屋への地上イージス配備反対の意見表明を求める陳情。

本陳情は、新屋勝平地区の住宅密集地に近いことや、新屋への配備は反対、秋田県に配備すること自体反対という意見などから、賛成多数で採択すべきものと決しました。

以上、総務文教常任委員会の報告とします。

○議長（西村 武） これで総務文教常任委員長の報告を終わります。

ただいま委員長から報告のありました、議案第70号、潟上市附属機関設置条例（案）について質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（西村 武） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(西村 武) 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第70号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(西村 武) 起立全員です。したがって、議案第70号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第71号、潟上市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例(案)について質疑を行います。質疑ありませんか。6番佐藤敏雄議員。

○6番(佐藤敏雄) 委員長、ご苦労様です。

私の方から確認で1点お尋ねしたいと思います。この「委員からは」というところなのですが、「当局からは、報償費により謝礼を支払うことになるとの回答がありました」ということでお尋ね致します。

これまで給与として支払いをされていたものが報償費として単に支出項目が変更になったものなのか、それとも財政負担の軽減を目的として行ったものなのか。もし財政負担の軽減だとしたら、今後の計画表といいますか、見通しについては議論されたものでしょうか。もし議論されておりましたらその辺についてお答えいただければと思います。

○議長(西村 武) 10番佐藤総務文教常任委員長。

○総務文教常任委員長(佐藤義久) 6番の佐藤議員にお答え致します。

お見込みのとおりでして、報酬を謝礼に変えたという単純なもので、ほか、委員からは特に質問がありませんでした。

○議長(西村 武) ほかに質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(西村 武) 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(西村 武) 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第71号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、

委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(西村 武) 起立全員です。したがって、議案第71号は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第72号、潟上市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例(案)について質疑を行います。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(西村 武) 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(西村 武) 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第72号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(西村 武) 起立全員です。したがって、議案第72号は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第73号、地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例(案)について質疑を行います。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(西村 武) 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(西村 武) 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第73号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(西村 武) 起立全員です。したがって、議案第73号は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第74号、潟上市議会の議員の議員報酬等に関する条例の一部を改正する条例(案)について質疑を行います。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(西村 武) 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(西村 武) 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第74号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(西村 武) 起立全員です。したがって、議案第74号は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第75号、潟上市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例(案)について質疑を行います。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(西村 武) 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(西村 武) 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第75号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(西村 武) 起立全員です。したがって、議案第75号は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第76号、潟上市一般職の職員の給与に関する条例及び潟上市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例(案)について質疑を行います。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(西村 武) 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(西村 武) 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第76号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(西村 武) 起立全員です。したがって、議案第76号は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第77号、成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例(案)について質疑を行います。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(西村 武) 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(西村 武) 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第77号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(西村 武) 起立全員です。したがって、議案第77号は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第79号、潟上市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例(案)について質疑を行います。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(西村 武) 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(西村 武) 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第79号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(西村 武) 起立全員です。したがって、議案第79号は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第80号、潟上市放課後児童クラブ条例の一部を改正する条例（案）について質疑を行います。質疑ありませんか。12番藤原典男議員。

○12番（藤原典男） 今回提案されております条例については、指導員を放課後児童クラブ支援員、それから指導員を支援員というふうなことに改めると同時に、月額2,500円を月額1万円を超えない範囲内においてというふうなところが変更ありますね。そのほかに今の報告の中では19時まで延長するというふうなことで、それはまあよろしいんですけども、この中では子育てアンケートということで父兄の方にもアンケートをとられておりますが、私が言いたいのは、月額2,500円を月額1万円を超えない範囲内というふうな、超えない範囲内というふうなことへのアンケート、恐らくそのところでも額のところでもアンケートはとっていると思うんですけども、それについてのいろいろな当局とのやりとりがあったのかどうか。それから父母負担については増えると思うんですけども、19時まで利用した場合に、定刻の時間どおりに加算した場合にはやはり1万円まで超えない範囲でいいのかどうなのか、そこら辺のところは議論したのか伺いたいと思いますけれども。

○議長（西村 武） 10番佐藤総務文教常任委員長。

○総務文教常任委員長（佐藤義久） 月額の徴収の関係ですが、本市が運営してる放課後児童クラブの利用者負担につきましては、今後、同施行規則の関係部分において、令和2年度は月額3,500円、3年度は4,500円、4年度については5,000円という段階的に引き上げる激変緩和措置をとるということのようにです。の説明でした。

それから、19時間までの時間というのは特に説明はありませんでしたし、アンケートの結果についても伺っておりません。

以上です。

○議長（西村 武） 12番藤原典男議員。

○12番（藤原典男） 段階的に児童クラブの利用料を引き上げるというふうなことですけれども、これについては何かこういうふうな理由でというふうなことはお聞きになりましたか。

○議長（西村 武） 10番佐藤総務文教常任委員長。

○総務文教常任委員長（佐藤義久） 2,500円では19時まで運用するという、近隣の月額に合わせるというか、そういう結果だったと思います。それ以上は特にございませんで、年間、年度ごとに値上げをしたいという考え方でありました。

以上です。

○議長（西村 武） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（西村 武） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（西村 武） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第80号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（西村 武） 起立多数です。したがって、議案第80号は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、陳情第12号、市議会として、秋田市新屋への地上イージス配備反対の意見表明を求める陳情について質疑を行います。質疑ありませんか。3番菅原理恵子議員。

○3番（菅原理恵子） 賛成多数ということで、ほかの意見はどのような意見がございましたでしょうか。

○議長（西村 武） 10番佐藤総務文教常任委員長。

○総務文教常任委員長（佐藤義久） このたびも全委員から意見を求めました。順次委員から意見をお伺いしましたので、5人分読ませていただきます。

国防上必要という考えは変わらないが、住宅地に近い新屋への配備は反対。採択にすべきとのご意見。

ほかの委員からは、前回同様、配備には反対。

さらにほかの委員からは、知事や地元出身の国会議員も含めて新屋への配備は絶対に反対という県民意思が出ている。市議会議員として陳情に賛成する。秋田県への配備自体反対である。秋田に配備するということは、新屋から潟上市に配備されるという話にもなるかもしれないし、男鹿市へという話にもなる可能性がある。少なくとも100万人を切った秋田県に危険なものが配備されることとなると、人も来なくなるし、産業振興にも影響が出る。また、秋田県に国防の拠点が整備されれば、北朝鮮や他の国からの攻撃を受ける可能性が出てくる。そういう危険をすべて排除する必要がある。

続いての委員は、新屋地区への配備は反対である。陳情を採択すべき。

ほかの委員からは、前回と状況が変わっていないと考えている。陳情の中に「まさに秋田に地上イージスは要らないという県民世論を大きく反映している」という文言があるが、これは新屋だけでなく秋田県にも要らないのかが、ほかならいいのか。そのあたりがわからないとの発言がありました。

以上、流れから委員長として採択しますということで発言をし、結果、賛成多数で採択すべきものと決しております。

以上です。

○議長（西村 武） 3番菅原理恵子議員。

○3番（菅原理恵子） 採択以外の方は不採択という形なのでしょうか、それとも継続審査という形なのでしょうか。

○議長（西村 武） 10番佐藤委員長。

○総務文教常任委員長（佐藤義久） 4対1で、反対とも賛成、継続ともご意見は何っておりません。賛成多数ということで。

○5番（鈴木斌次郎） ちゃんと継続って言ったべ。

○議長（西村 武） 5番さん、不規則発言。

○5番（鈴木斌次郎） うそついたらだめだ。

○議長（西村 武） 10番佐藤委員長。

○総務文教常任委員長（佐藤義久） 議事録にはありませんでしたので、そのまま答弁させていただきます。

○議長（西村 武） 3番菅原理恵子議員。

○3番（菅原理恵子） 私も継続審査という形で、ちょっとここで意見を述べさせていただいてもよろしいのでしょうか。

○議長（西村 武） あのね、今、討論の場面がありますので。

○3番（菅原理恵子） 討論で、ええ、わかりました。じゃあ討論をさせていただきます。

○議長（西村 武） 討論のときにひとつお願いします。

じゃあ、ほかに質疑ありませんか。12番藤原典男議員。

○12番（藤原典男） 前回、総務委員会では継続というふうなことでしたけれども、継続を採択した方がいいというふうなことの5人分お話しされましたけれども、特に継続から採択というふうにいった方のご意見はほかにあったんじゃないかなと思うんですけども、どうでしょう。ありませんでしたか。

○議長（西村 武） 10番佐藤委員長。

○総務文教常任委員長（佐藤義久） 議事録の全文が先ほど朗読したとおりでして、ほかにはありません。

○議長（西村 武） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（西村 武） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

○3番（菅原理恵子） はい。

○議長（西村 武） これは原案に反対者の発言ということになりますけれども、よろしいですか。3番菅原理恵子議員。

○3番（菅原理恵子） お疲れ様でございます。

反対というよりも、私は継続審査ということを目指したいと思います。

イーグス・アショアを新屋に配備することに対して、ずさんなデータであったり、県民の不安要素に対して丁寧な説明責任を果たしていない不信感というものは私自身にもございます。ただ、新屋地域にお住まいの方に対しても、賛成の方たちがいらっしゃるということでもあります。あまりにも反対意見をクローズアップしているので、賛成と言えないという方がおりました。それは先週でしたか、某テレビ局での放映でやっておりました。それを見ました。また、令和2年3月に第三者による測量等調査結果が防衛省に出されることとなっております。防衛省は調査結果に基づき分析の結果、検討し、候補地を決めることとなっております。ゼロベースで見直しをしたいと言ってるわけですので、私も調査結果を待って慎重に検討し、結論を出すべきだと思いますので、継続審査にすべきだと思います。

以上の観点です。

○議長（西村 武） 次に、原案に賛成の方の発言を許します。12番藤原典男議員。

○12番（藤原典男） 私は、陳情第12号、議会として、秋田市新屋への地上イーグス配備反対の意見表明を求める陳情について、陳情は採択すべきものとして討論致します。

今、地上イーグス配備反対の県民世論は大きく広がり、署名活動も順調だと聞いております。県知事、そして秋田市長も、住宅地に近すぎるということで、はっきりした態度表明をしました。県内の25市町村議会も、3分の2に近い15議会が陳情を採択しております。菅官房長官も、住宅地との距離は考慮すべきだと防衛省に指示しております。

配備されれば新屋は非常に危険な地域に一変すると思います。テロの攻撃にも対処しなければなりません。250人の自衛隊が駐屯することになるそうですが、機関銃などで武装した部隊がテロ防止のため住民を24時間監視、殺伐とした地域にも変わります。また、電磁波の影響で飛行機やドクターヘリの影響もあるのではないかと危惧されます。

今、北朝鮮とアメリカは歴史的な話し合いの場についたばかりです。反撃のための武器をつくれれば、相手もそれ以上に強力な武器をつくります。軍拡が果てしなく続きます。平和は、話し合いを進めることによりつくれます。日本政府もその立場に立つべきではないでしょうか。今の技術では全部を撃ち落とすことはできないと言われております。そのようなイージスに、潟上市の年間予算約150億円の40年分の6,000億円をつぎ込んでいいものか。しかも住宅密集地に。日本を守るためではなくアメリカを守るためと、アメリカ国防省は発表しております。中国やロシアも、自分たちを狙っているのではと危機感があります。日本国憲法は第9条で、戦力は保持しないという条項があります。日本が平和外交を本気になって進めるならば、新屋へのイージス・アショア配備はやめるべきではないでしょうか。ミサイルが必要と思う方もいるでしょうが、そんな方でも住宅密集地にミサイルはだめだと思われるはずです。再調査しても新屋地域が住宅密集地であることには変わりありません。

新屋地域、そして秋田市の皆様の切なる思いを汲んで陳情を採択するよう訴えまして、私の賛成討論を終わります。

○議長（西村 武） ほかにありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（西村 武） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから陳情第12号を採決します。この陳情に対する委員長の報告は採択です。この陳情は、委員長の報告のとおり決定することに……。

○3番（菅原理恵子） 議長、私、継続審査の立場なので退席させていただきます。

○議長（西村 武） 退席。

○3番（菅原理恵子） はい。

○議長（西村 武） はい、どうぞ。

○3番（菅原理恵子） 採択か不採択かだけですよね。

○議長（西村 武） そうそう。

○3番（菅原理恵子） じゃあ、継続審査の立場なので。

○議長（西村 武） 暫時休憩します。

午後 2時13分 休憩

.....

午後 2時13分 再開

○議長（西村 武） 会議を再開します。

これから陳情第12号を採決します。この陳情に対する委員長の報告は採択です。この陳情は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（西村 武） 起立多数です。したがって、陳情第12号は、委員長報告のとおり採択することに決定しました。

○議長（西村 武） 暫時休憩します。

午後 2時14分 休憩

.....

午後 2時14分 再開

○議長（西村 武） 会議を再開します。

次に、社会厚生常任委員長の報告を求めます。15番小林社会厚生常任委員長。

【社会厚生常任委員長の報告】

○社会厚生常任委員長（小林 悟） それでは、令和元年第4回定例会で本委員会に付託された議案について、会議規則第102条の規定により報告致します。

1. 審査年月日 令和元年12月9日

2. 出席委員 鈴木壮二、中川光博、澤井昭二郎、大谷貞廣、菅原理恵子、小林悟全員であります。

3. 説明当局 市民生活部長、福祉保健部長兼福祉事務所長、各関係課長

4. 書記 福祉保健部 長寿社会課 小野寺さんをお願いしております。

5. 審査の経過と結果

議案第78号、潟上市手数料条例の一部を改正する条例（案）について。

本条例は、住民基本台帳法の一部改正に伴い、住民票の除票の写し等の交付に係る手数料を定めるため、条例の関係部分を改正するものであります。

本案は、全会一致で原案どおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第81号、潟上市障害者居宅支援金条例の一部を改正する条例（案）につい

て。

本条例は、障害福祉サービスが拡充され、従来の利用環境が整備されてきたことに鑑み、障害者居宅支援金の支給制度を見直すため、条例の関係部分を改正するものであります。

本案は、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第82号、潟上市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例（案）について。

本条例は、一般廃棄物のうちペットボトルに係る収集、運搬及び処理を有料化することに伴い、証紙による手数料の額を定めるため、条例の関係部分を改正するものであります。

委員からは、ペットボトル専用ごみ袋有料化にあたり、住民説明会を開催する理由とその説明方法について質問があり、当局からは、市民への周知を徹底するために市内に12カ所の会場を設置し、有料化の経緯等を説明するとともに、分別について周知を図りたいとの回答がありました。

本案は、全会一致で原案どおり可決すべきものと決しました。

次に、陳情第13号、医師養成定員を減らす政府方針の見直しを求める意見書の提出について。

本陳情は、2022年度以降の医師養成定員減という方向を見直し、医療現場と地域の実態を踏まえ、医師数を経済協力開発機構（OECD）平均以上の水準に増やすことが重要であることから、賛成多数で採択すべきものと決しました。

次に、陳情第14号、介護従事者の全国を適用地域とした特定最賃の新設に関する意見書の提出について。

本陳情は、介護従事者の賃金の底上げを図り、安全・安心の介護体制を確保するために、全国を適用対象とした介護従事者の最低賃金（特定最低賃金）を新設することで介護の人材確保と体制強化を実現するために必要であることから、全会一致で採択すべきものと決しました。

次に、陳情第15号、ケアプラン有料化などの制度見直しの中止、介護従事者の大幅な処遇改善、介護保険の抜本的改善を求める陳情。

本陳情は、介護保険料や利用料の軽減など、制度の改善を図り、介護保険財政に対する国の負担割合を大幅に引き上げて、そのための財源を国の責任で確保することが求め

られるため、賛成多数で採択すべきものと決しました。

次に、陳情第16号、若い人も高齢者も安心できる年金制度の実現を求める陳情。

本陳情は、65歳の年金支給開始年齢をこれ以上引き上げず、年金積立金の株式運用をやめて、年金保険料の軽減や年金給付の充実など被保険者・受給者のために運用することが求められるため、賛成多数で採択すべきものと決しました。

次に、陳情第17号、お金の心配なく、国の責任で、安心してくらせる社会の実現のため社会保障制度の拡充を求める陳情。

本陳情は、地域に必要な医療、介護、福祉、年金、障害など、いのち・暮らしに直結する社会保障制度・体制を国の責任で拡充することが重要であるため、賛成多数で採択すべきものと決しました。

次に、陳情第18号、「深刻な医師不足、高齢化の進行、公共交通機関の衰退など地方における公立・公的病院のおかれている医療事情の状況把握を欠いたまま、国の基準に基づく一方的な再編・統合は行わないこと」を国に求める意見書提出の陳情書。

本陳情は、医師不足や高齢化の進行、公共交通機関の衰退など地方における公立・公的病院のおかれている深刻な医療事情の状況把握を欠いたまま、国の基準に基づく一方的なる再編・統合を行わないことが重要であるため、全会一致で採択すべきものと決しました。

次に、陳情第19号、加齢性難聴者の補聴器購入に対する公的補助制度の創設を求める陳情。

本陳情は、補聴器を高齢者の社会参加の必需品として、認知症の予防、ひいては健康寿命の延伸、医療費の抑制にもつながることから、全会一致で採択すべきものと決しました。

以上、社会厚生常任委員会の報告とします。

○議長（西村 武） これで社会厚生常任委員長の報告を終わります。

ただいま委員長から報告のありました、議案第78号、潟上市手数料条例の一部を改正する条例（案）について質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（西村 武） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（西村 武） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第78号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（西村 武） 起立全員です。したがって、議案第78号は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第81号、潟上市障害者居宅支援金条例の一部を改正する条例（案）について質疑を行います。質疑ありませんか。12番藤原典男議員。

○12番（藤原典男） 障害者居宅支援金条例を改正するという事で、今までの支援金の額を引き下げて、将来的にはなくするというふうなことで、私も本会議の中でもお聞きしましたがけれども、その中の答弁では、今後の福祉サービスを充実していくというふうなことで答弁がありましたけれども、今後考えている福祉サービスの充実については何かあれですか、答弁とかありましたか。

○議長（西村 武） 15番小林社会厚生常任委員長

○社会厚生常任委員長（小林 悟） 12番藤原典男議員の質問にお答えします。

確かに各障がい者の保護者の者にもいろいろ話した結果、1年間に8,000円とか5,000円とかという金額をもらうのですけれども、それをまとめて300万円、400万円の金が出るとすれば、公共トイレ、そういう公共施設のトイレとかそういうのに使ってもらえれば大変ありがたいということが言われたということの説明がありました。

○議長（西村 武） 藤原議員よろしいですか。ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（西村 武） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（西村 武） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第81号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（西村 武） 起立多数です。したがって、議案第81号は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第82号、潟上市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例(案)について質疑を行います。質疑ありませんか。12番藤原典男議員。

○12番(藤原典男) これは今まで無料でありましたペットボトルの袋ですね、回収の袋を10枚で150円にするという、有料にするというふうなことです。が、当局としてはこれについての説明会やるというふうなことについては、私は必要だなというふうなことでそれはいいと思いますけれども、しかし、今まで無料だったものが有料にするのは、ちょっと私はどうかなというふうに思うんですが、そこら辺は価格のことについていろいろ検討したとは思いますが、そこら辺の質疑はありましたか。

○議長(西村 武) 15番小林社会厚生常任委員長。

○社会厚生常任委員長(小林 悟) 確かにそういう、ただ、今までもその廃棄物を売ったお金が全体の1割しかない。で、今回ペットボトルの有料化にしてその150円ということをとりましたが、全体の2割か3割ぐらいしかないという話をされました。いずれにしろ、そのかかる費用に対しては100%というわけにはいかないんですけれども、幾らかでもその足しになるということで説明があり、その結果そういうふうな150円という価格にしたというような話を聞いております。

以上です。

○議長(西村 武) 12番藤原典男議員。

○12番(藤原典男) 私も本会議でお聞きしましたけれども、10枚でね、当局でいろいろ検討したとは思いますが、10枚で100円だとか10枚で50円だとか、そこら辺の検討した価格については何も答弁とかそういうふうなことはお話しはなかったですか。

○議長(西村 武) 15番小林社会厚生常任委員長。

○社会厚生常任委員長(小林 悟) そこまでは詳しくは話は聞いておりません。いずれにしろ、先ほども言われたとおり売却しても1割程度。で、今回袋が収入とすれば210万円、売却が200万円、実際かかる費用が1,940万円と。こういう中で今回1割上げても210万円ぐらいにしかない。2割程度ということになりますので、何とかその辺をとということで説明がありました。

○議長(西村 武) ほかに質疑ありませんか。4番瓜生 望議員。

○4番(瓜生 望) 委員長、お疲れ様です。

今の質問についてあれなんですけども、説明会を市内12カ所でやっていただくと。で、まあ一気に全部、全部といいますか、こう有料化されるわけで、これを全市民に周知徹

底していくには、まず説明会だけだと足りないのかなという印象があります。で、その他の周知方法について何かご説明ありましたか。

○議長（西村 武） 15番小林社会厚生常任委員長。

○社会厚生常任委員長（小林 悟） まずいずれにしろ説明会は必要だと、丁寧な説明は必要だと。その中にもまた広報やホームページなどで説明はすると言っておりますし、確かに説明会、じゃあどのくらい人が入るのかということも聞かれましたけれども、大体40人から50人くらいは集まるのではないかと。で、12カ所ですけれども、天王地区が5カ所、昭和地区が4カ所、そして残りが飯田川地区の3カ所と、こういう形で説明をし、この後も回収についてもいろいろこの後市民からもいろいろ情報入れまして、細かく丁寧な説明をしていきたいという話をしております。

○議長（西村 武） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（西村 武） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（西村 武） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第82号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（西村 武） 起立多数です。したがって、議案第82号は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、陳情第13号、医師養成定員を減らす政府方針の見直しを求める意見書の提出について質疑を行います。質疑ありませんか。6番佐藤敏雄議員。

○6番（佐藤敏雄） 委員長、ご苦労様です。

この陳情第13号についてですけども、一つ確認で教えてください。財源は本当にかかることだとは思んですけども、私、この医師が増えることにより、手厚い医療の提供の観点からは定員を増員していくべきではないかと私は思う一人でありますので、この反対、賛成多数というご意見があったということでもありますので、反対意見としてはどのような意見があったのか、その辺について教えていただければと思います。

○議長（西村 武） 15番小林社会厚生常任委員長。

○社会厚生常任委員長（小林 悟） やはり2025年に向けて、それ以降は、2025年以降はそういう需要が減ると。こういうことから、2025年は減るということで、医師はこれに合うのではないかという話の中で、もちろん財源も必要なことからそのことが言われると思いますけれども、この後、人口も減っていくだろうし、2025年問題というか、2025年になれば人が減っていくことになるので、まあ十分ではないかという話がされておりました。

○議長（西村 武） ほかに質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（西村 武） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（西村 武） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから陳情第13号を採決します。この陳情に対する委員長の報告は採択です。この陳情は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（西村 武） 起立全員です。したがって、陳情第13号は、委員長報告のとおり採択することに決定しました。

次に、陳情第14号、介護従事者の全国を適用地域とした特定最賃の新設に関する意見書の提出について質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（西村 武） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（西村 武） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから陳情第14号を採決します。この陳情に対する委員長の報告は採択です。この陳情は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（西村 武） 起立全員です。したがって、陳情第14号は、委員長報告のとおり採択することに決定しました。

次に、陳情第15号、ケアプラン有料化などの制度見直しの中止、介護従事者の大幅な

処遇改善、介護保険の抜本的改善を求める陳情について質疑を行います。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(西村 武) 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(西村 武) 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから陳情第15号を採決します。この陳情に対する委員長の報告は採択です。この陳情は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(西村 武) 起立全員です。したがって、陳情第15号は、委員長報告のとおり採択することに決定しました。

次に、陳情第16号、若い人も高齢者も安心できる年金制度の実現を求める陳情について質疑を行います。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(西村 武) 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

○3番(菅原理恵子) 議長。

○議長(西村 武) まず、原案に反対者の発言を許します。原案に反対ですか。3番菅原理恵子議員。

○3番(菅原理恵子) 陳情第16号、若い人も高齢者も安心できる年金制度の実現を求める陳情に対して、委員会審査の採択に対して反対の立場から意見を述べさせていただきます。

陳情の内容に、「100年安心年金として導入したマクロ経済スライド制度は、年金給付を自動的に削減する仕組みです。」とありますが、この陳情提出者はマクロ経済スライドを理解なさっているのでしょうか。そもそもマクロ経済スライドとは何か。そのときの社会情勢、現役の人口や平均余命の伸びに合わせて年金給付水準を自動的に調整する仕組みです。現に来年度は、若干ではありますが年金額が引き上がることとなります。このことはマスコミ等で皆様ご承知のとおりでございます。また、少子高齢化が急速に進む中で、将来の現役世代の保険料負担が重くなりすぎないように年金給付費と保険料

収入のバランスがとれる仕組みが、マクロ経済スライドであります。マクロ経済スライドこそ、将来の現役世代に安心していただける仕組みであります。このことから、若い人も高齢者も安心できる年金制度の実現を求める陳情のお題と内容は、対語であります。お題と内容は一致しておりません。私も、若い人と高齢者も安心できる年金制度は大賛成であります。それこそがそのものだと思います。

よって、この陳情は不採択にすべきと思います。良識ある議員の皆様、ご賛同のほど宜しくお願い致します。

以上でございます。

○議長（西村 武） 次に、原案に賛成者の発言を許します。12番藤原典男議員。

○12番（藤原典男） 私は、陳情第16号、若い人も高齢者も安心できる年金制度の実現を求める陳情に対して、採択すべきだという立場から討論を致します。

年金制度は、65歳の年金支給開始年齢をこれ以上引き上げず、年金積立金の株式運用をやめて、年金保険料の軽減や年金給付の充実など被保険者・受給者のために運用することが求められていると思います。このことをやるにあたって、主に私は財源問題について討論致します。

消費税が10月に10%に値上げされました。今後の年金制度をしっかりと生活していけません。賃金もあまり上がらない中、貧困世帯が多くなり、経済の発展は望めません。年金と消費税を今後どうするかは大きな焦点です。消費税を導入してから31年間で累計額397兆円、そのうち大企業や富裕層に使われた減税措置は298兆円です。2015年度だけを見ると、19兆円の消費税収入のうち6兆円が大企業に還付されております。この消費税の使い方を切り替えないと、今後の財源や年金の財源は生まれません。中小企業並みに大企業の優遇財政はやめ、中小企業並みに大企業にも課税することが私は求められていると思います。そしてまた、国のお金の使い道ですが、5兆円を上回る軍事費の削減、これはイージス・アショアで6,000億円、1基108億円もするF35戦闘機を150機も購入、沖縄の辺野古基地をつくるために数兆円などを削れば、予算の使い道を変え、国民本意に回すことで財源は確保でき、年金の財源も生まれます。年金は老後の唯一の生活の糧です。これを保障していくことが、これからの日本の発展にもつながります。この陳情は妥当であると思い、賛成討論を終わります。

なお、陳情第17号についても同じ立場でございます。宜しくお願い致します。

○議長（西村 武） ほかにございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(西村 武) 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから陳情第16号を採決します。この陳情に対する委員長の報告は採択です。この陳情は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(西村 武) 起立多数です。したがって、陳情第16号は、委員長報告のとおり採択することに決定しました。

次に、陳情第17号、お金の心配なく、国の責任で、安心してらせる社会の実現のため社会保障制度の拡充を求める陳情について質疑を行います。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(西村 武) 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(西村 武) 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから陳情第17号を採決します。この陳情に対する委員長の報告は採択です。この陳情は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(西村 武) 起立多数です。したがって、陳情第17号は、委員長報告のとおり採択することに決定しました。

次に、陳情第18号、「深刻な医師不足、高齢化の進行、公共交通機関の衰退など地方における公立・公的病院のおかれている医療事情の状況把握を欠いたまま、国の基準に基づく一方的な再編・統合は行わないこと」を国に求める意見書提出の陳情書について質疑を行います。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(西村 武) 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(西村 武) 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから陳情第18号を採決します。この陳情に対する委員長の報告は採択です。この陳情は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(西村 武) 起立全員です。したがって、陳情第18号は、委員長報告のとおり採択することに決定しました。

次に、陳情第19号、加齢性難聴者の補聴器購入に対する公的補助制度の創設を求める陳情について質疑を行います。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(西村 武) 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(西村 武) 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから陳情第19号を採決します。この陳情に対する委員長の報告は採択です。この陳情は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(西村 武) 起立全員です。したがって、陳情第19号は、委員長報告のとおり採択することに決定しました。

次に、産業建設常任委員長の報告を求めます。11番伊藤産業建設常任委員長。

【産業建設常任委員長の報告】

○産業建設常任委員長(伊藤正吉) 令和元年第4回定例会で本委員会に付託された議案について、会議規則第102条の規定により報告します。

1. 審査年月日 令和元年12月9日
2. 出席委員 戸田俊樹、藤原典男、菅原秀雄、児玉春雄、佐藤敏雄、伊藤正吉
3. 説明当局 産業建設部長、上下水道局長、農業委員会事務局長、各関係課長
4. 書記 産業建設部 都市建設課 佐藤智紀さん。
5. 審査の経過と結果について報告します。

議案第83号、潟上市天王ふれあい交流センター設置条例の一部を改正する条例(案)について。

本条例は、施設の利用状況及び物価高騰の影響等を考慮し、利用料金の上限を見直す等のため、条例の関係部分を改正するものです。

委員からは、今後の経営の見通しについて質問があり、当局からは、5～6年後の赤字解消を目標に、来客者サービスの向上や適正な施設維持管理、全体経営としての合理

化に努めていくとの回答がありました。

本案は、賛成多数により原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第84号、潟上市農業委員会の委員の定数条例の一部を改正する条例（案）について。

本条例は、農業委員会の委員の定数を改めるため、条例の関係部分を改正するものです。

本案は、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で産業建設常任委員会の報告とします。

○議長（西村 武） これで産業建設常任委員長の報告を終わります。

ただいま委員長から報告のありました、議案第83号、潟上市天王ふれあい交流センター設置条例の一部を改正する条例（案）について質疑を行います。質疑ありませんか。13番堀井克見議員。

○13番（堀井克見） この83号は、天王温泉くらの風呂の入浴料金を400円から100円をアップすると、500円にすると100円アップにしてね、そういうふうな議案であります。で、この委員長の報告を見ますと、細に入り微に入りという報告ではありません、私ども印象としては。で、今まで全協、あるいはまた大綱質疑等々でやってきたわけですが、この委員長報告見ますと、今後5～6年のスパンで言ってみれば赤字から黒字に解消するよと。何を根拠にして、今まで二十数年やって黒字がたった7回だけ。まあ3分の1弱というか強ぐらい。あとはもう赤字だと。で、市長もいつもおっしゃるんですが、この施設は赤字黒字だけではかるものではないと。当然市民、内外の福利厚生施設、あるいはまた保養、そしてまた交流人口も含めた観光等々の要素があるので、一概の要素では言えないと。私も全く同感です。しかしながら、二十数年間やって結果的に入浴料金を上げなきゃならないという状況に至った、これもまた紛れもない事実ですから、それをあっさり二十数年やって7回よりない黒字を5～6年やって黒字に転換するんだということを答えたということが記されてます。で、この根拠、どういうふうなことでこういうふうなことは当局が答えたのかということをして1点。

それから、その後でさらに、赤字解消の目標ということで非常にこの一般論的な羅列がされています。来客者サービスの向上、皆さんわかりますか。来客者でサービスするのは当たり前のことで、今までサービスなかったのかどうかということの疑問点。その次もそうです。適正な施設維持管理。今まで適正な施設維持管理をしてこなかったのか。

それを5～6年に向けてやるのか。そして最終的には、全体経営としての合理化に努める。全体経営の合理化を図ってこなかったのか。ですから、5～6年のスパンで赤から黒に変えていく。そしてまた、この3つの要素を、要するにははっきりと言えば漠然として並べてありますが、この程度の質疑で所管委員会で良しとしたのかどうか。これね、ぐっと掘り下げて原因をやはり、赤字の原因を検証して、そして不退転の決意でやるというふうな強いやはり向き合い方をしないと、これ5～6年で解消できませんよ。私はかなりの部分でもう断言できます。ですからそこら辺、所管の委員会としてどのようなウイング広く掘り下げた議論をされたのか、つまびらかにお知らせしていただきたい。

もう一つは、そもそも当局がこう答えたとありますけれども、これはあれですよ、確かに市は税金を投入して委託料払ってますが、経営母体はね、経営主体は株式会社ですからね、株式会社。株式会社が何ひとつ答えてないのに、つぎ込むだけの立場の市が前のめりでこういうこと答えられるのかどうか。それもまた何の根拠なのか。これ3点目。

それから4点目は、先般の会議で私も申し上げましたが、これはまたぞろまた財政出動が出てきますよ、はっきり言って。ほぼ断言できます。そうしたときに、一般会計から持ち出す持ち出しになったらもう大変になりますので、まさに目的財調でも積み上げて設置をしてね、将来に兼ね備えるべきだということを私申し上げてありますが、所管の委員会としてはそこらも踏まえてどういう掘り下げた議論されたのか、この4点についてお答え求めます。

○議長（西村 武） 11番伊藤産業建設常任委員長。

○産業建設常任委員長（伊藤正吉） まず、この赤字解消についてでございますけれども、ここには5～6年後に達成することを目標に、天王温泉くらはほか食菜館くらは道の駅てんのうの経営についても、来客者サービスの向上や適正な施設の維持管理に努めながら、全体経営として合理化に努めて早期解消にしていくということの答弁でありまして、5～6年後に解消されるということの当局の答弁ですので、まあこれ以上、まあこれで解消できるのかといっても当局がこのように述べたわけですので、そのとおりにここに載せたわけでありまして。

それから、なぜこの100円の値上げをどのように算定したという、まあ質問ではやはりこれもちょっと関連しますのでお話しますが、まず収入の面においても、入浴料金を前年度並みの利用者数24万で算定したほか、飲食販売や自動販売機手数料などの収入が前年度対比1割減としております。また、支出についても、温泉運営に必要な経

費の検証や電気料金等の光熱費の削減や消耗品等の節約など適切な施設管理を行い、支出額は前年並みの支出を想定して、今回このまづ100円を上げて、まづ5～6年後には解消したいというそういった答弁でございました。

また、この指定管理者がこの中に入って、当局はどうしてこういうふうに答弁できるのかということですが、これについても我々も再三何回もこう会議を開く中で、指定管理の中身について問いただしても、これはその株式会社の中身のことについては我々も何というかな、入っていけないというか、ここはその株式会社の中ですので、我々も、その当局の方でも、一応このようなこと、中身、値上げた中身について、まあそっちの方と打ち合わせをして、この100円の値上げをしてまづ赤字解消を達成することで目標を掲げているというご答弁でありましたので、これ以上の掘り下げた部分についての答弁もなかったし、質問もありませんでした。

財調についての、この件についての財調の質疑等もございませんでした。

○議長（西村 武） 13番堀井克見議員。

○13番（堀井克見） 産業建設委員長、伊藤委員長の今答弁は、この報告書にある限り、それ以上も以下もないというような内容でした。で、今まででも全協とか様々な会議の中で、今申し上げた点を私ははっきりと申し上げてきたし、私のみならず議員の皆さんからも指摘されたんですよ。だとすれば、だとすれば、委員会付託を受けたときに当然やはり所管の委員会として、委員として、そこはきちっと深堀をして、少なくともやはり前に進んだ形でのお答えというものを当局からいただき、そして今日、今日ここで報告する、そして質疑をいただく、この基本スタンスをもっていかないと、はっきり言ってね、このとおりにいかないとね、やはり市民サイドから見ますと議会も甘いと、議会も甘いんだと。だから結果的にまたそういうふうなことが波状的に繰り返すんではないかとわれかねないので、少なくともやはり議決機関としては、知恵なり言うべきことをやはりきちっと申し上げて、そして場合によっては参考できるものだったらやはり参酌してもらって、それぐらいのやはり所管委員会のミッションというのは私はあるんじゃないかなというふうに思います。で、これ以上は恐らく伊藤委員長に何遍聞いても同じ回答よりないと思いますよ。ですから、今日ここでは無理ありますけれども、少なくともこれからは、今日午前中から私ずっとこう拝聴してますけれども、委員長に伺って、私だけかもしれませんが、なかなか質疑しても要領の、まあかなりの部分は来ていますが、肝心なみそのところで聞けない。結局、質疑が中途半端で終わって、

結果的にしゃんしゃんという採決。これではやはり議会の使命を果たせないというふうな可能性もありますから、この際議長ね、今日即というわけにはいかないでしょう、申し合わせでやっていますから。少なくともこの最後の、最後のこの最終日には、委員長報告もあるんですが、どうしてもやはり質疑、質疑する側が納得いかない場合は、議長の議事整理権をいただいて、やはり担当の当局からやはり肝心なことは何点かやはりきちっと答えてもらう。そしてやはり質疑を尽くしたと。で、尽くした結果のこれが結論であるというふうなスタンスをやはり議決機関としてとっていかなければ、どうもいまいち溜飲を下ろせないというか、もんもんとした形で終わると。

で、かつてのこと言ってもしょうがないんですが、かつては確かに委員長報告し、委員長に質疑をすると。それでまずちょんでしたが、それでは今言ったように納得いかないということで、議長の取り計らいいただきながら当局からは答弁いただいて、そしてある程度、議決機関も執行提案側も納得して議会を終えるというふうな前例もありますから、これは議会が当局に要請をして申し合わせすれば十分制度としてできることです。この際そのことをいい機会として提案させていただきたいと思います。これはちょうど来年の2月になれば任期も半ばなりますから、そのことも含めて議長の方から特段なる配慮をお願いしたいなということでもあります。これ以上、委員長の方に求めてもこれ大変だと思いますから、ただ、少なくとも議員感覚としてこういうものが今日の段階に至ってもあるんだということも、まあ当局もおるわけですから、聞いてもらっただけでもありがたいとは思ってますけれども、少なくとも今後、今指摘したようなことが「ああ、やはりな」ということのないように、ひとつ脇を締めてやっていただきたいし、我々また時と場合によってはいい知恵があれば皆さんの方に提案していきたいということを申し上げて質問を終わります。

以上です。

○議長（西村 武） 11番伊藤産業建設常任委員長。

○産業建設常任委員長（伊藤正吉） 要望に関してですけども、ただいまのいろいろ述べられましたけども、この委員会が入って今日委員会報告やってるんですけども、その前に質疑があるわけなんですよ、当局に聞く質疑。そのときに十分当局にお聞きすればいい話でして、この委員長報告に対しての何ていうんだ、質疑は、委員会の中で質疑があったかどうかの中の中身だけの質疑でちゃんと委員会条例に書いております。逐条解説でも書いております。それ以上もない、できないわけですので、当然またぶり返して

質疑してると思われますので、それは最初の大綱質疑で当局に十分聞けるわけですので、その中で私はできると思いますので、やはりしっかりと条例どおりに進んでいけたらなと私の意見です。

○13番（堀井克見） 議長。

○議長（西村 武） いや、堀井議員、あなたの質疑は終わってます。質問あともう終わったんだって、だから。あなたは終わったって。終わるって言ったから、あともうだめです。で、委員長として答弁したので、それです。

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（西村 武） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（西村 武） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第83号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（西村 武） 起立多数です。したがって、議案第83号は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第84号、潟上市農業委員会の委員の定数条例の一部を改正する条例（案）について質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（西村 武） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（西村 武） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第84号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（西村 武） 起立全員です。したがって、議案第84号は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、予算特別委員長の報告を求めます。5番鈴木予算特別委員長。

【予算特別委員長の報告】

○予算特別委員長（鈴木斌次郎） 令和元年第4回定例会で本特別委員会に付託された議案について、会議規則第102条の規定により報告します。

1. 審査年月日 令和元年12月9日、17日

2. 出席委員 鈴木壮二、戸田俊樹、菅原理恵子、瓜生 望、佐藤敏雄、鑑 仁志、中川光博、澤井昭二郎、佐藤義久、伊藤正吉、藤原典男、菅原秀雄、小林 悟、大谷貞廣、児玉春雄、西村 武、堀井克見、鈴木斌次郎

3. 説明当局 市長、副市長、教育長、各関係部課長

4. 書 記 議会事務局 石川保則

5. 審査の経過と結果について

予算特別委員会に付託されました、議案第87号令和元年度潟上市一般会計補正予算（第7号）（案）についてから議案第92号、令和元年度潟上市下水道事業会計補正予算（第2号）（案）についてまでを、先般12月9日に大綱質疑を行い、その後、常任委員会ごとによる分科会で詳細審査を行い、本日午前中には分科会委員長が報告致しました。その経過と結果についてご報告申し上げます。

なお、提出議案の内容につきましては省略させていただき、質疑のありました主な点についてのみご報告致します。

第1点として、マイナンバーカード交付受付に必要なプリンターを購入するようだが、総務省からのマイナンバーカード推進の指導内容について。

第2点として、子育て世代包括支援センターロゴマーク作成委託料の内容について。

第3点として、財政調整基金の繰入金と歳出の積立金の関係について。

第4点として、天王こども園（仮称）整備事業で用地購入や相撲場の解体があるが、もう少し緻密な計算や最初からのプランニングが必要ではないかについて。

第5点として、社会福祉施設整備事業の内容について。

第6点として、国保連合会に返還する分については市で年度ごとに計算し、誤りに気づく要素はなかったのかについて。

第7点として、返還する残りの分の来年度以降の支払いは明示されているのかについて。

第8点として、本市でも算定の仕方の参考となる資料をいただいでチェックしていく

必要があることについてなどの質疑に対し、それぞれ当局から答弁がありました。

本委員会においては、詳細に審査するため、各常任委員会による分科会で審査を致しました。

分科会ではすべての審査を終了致しましたので、本日17日に各分科会委員長から詳細な報告があったものであります。

以上の審査経過により、本委員会に付託されました議案第87号から議案第92号までについては、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上、予算特別委員会の報告とします。

○議長（西村 武） これで予算特別委員長の報告を終わります。

ただいま委員長から報告のありました議案第87号から議案第92号までについて、これから順次討論、採決を行います。

お諮りします。特別委員会において全会一致で可決すべきものと決定されました議案については、簡易採決により採決したいと思えます。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（西村 武） 異議なしと認めます。したがって、特別委員会において全会一致で可決すべきものと決定された議案については、簡易採決により採決します。

それでははじめに、議案第87号、令和元年度潟上市一般会計補正予算（第7号）（案）について、討論、採決を行います。

これから討論を行います。討論ありませんか。10番佐藤義久議員。

○10番（佐藤義久） 一般会計補正予算案に反対の意見を申し上げます。

委員長報告でご案内のように自身の意見を述べることができませんでしたので、個人の意見を述べさせていただきます。

反対の理由は、このたびは一般質問の機会に、当局答弁で、狭隘な既存道の拡幅については整備する考えがないこと、確認できたこととあります。施設の特性から複数の避難口が求められるものと考えます。したがって、3款2項10目17節の公有財産購入費210万円、10款7項3目15節工事請負費671万円について、作業手順からしても建築設計が完成承認されてからでも遅くはありません。総合的に思案すると、別の敷地を求めべきであると考えます。

重ねて申し上げます。1つには、用地選定が国有地の払い下げでも、民地に阻まれ市道に接道されないこと。2つ目は、避難などの配慮に欠けること。袋小路に建設予定さ

れることである。避難道路に改善の兆候が見られないこと。施設が火災や津波災害対策にも主眼がないこと。

小生の最大の反対理由は、一般質問に櫻庭産業建設部長は、既存道の拡幅整備を行う考えは持っていないと明言されました。必要に応じて変更するとの言葉もありましたが、2子、3子の可能性のある若いお母さんの声を届けましたが、断罪されました。答弁は、潟上の未来に夢、希望を持たない市政運営と思いました。旧来からの住民・市民の要望にもかかわらず、こども園の市民説明会でも、意見として、若い保護者の方は狭い道路を何とかしての要望を申し上げたが、聞き入れてもらえなかったと嘆いておりましたし、場所的なことには決まったことと一蹴され、協和から嫁に来た二田駅周辺に住む方でした。道路が改善できなければ自分としては湖岸に通いやすいと話しており、懇願したからでもあります。庁舎内の説明会は参加者が少人数でありましたが、市議会議員は市民の声を届けていないのではないかと発言もありました。また、こども園の新設箇所、市民センターの建設を計画されておりますが、日常の利用者の利便性を考えれば、街路計画を確立して建設計画を立ててほしいのが地域住民の要望であります。当局として災害の観点からも市道に対する幅員を確保するとの考えを持ち、市民に寄り添い、市政運営に努力していただきたいと。

以上、反対意見ですが、議員各位にはご賛同いただければ幸いです。

○議長（西村 武） 次に、原案に賛成の方の発言を許しますが、討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（西村 武） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第87号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（西村 武） 起立多数でございます。したがって、議案第87号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第88号、令和元年度潟上市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）（案）について、討論、採決を行います。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（西村 武） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第88号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(西村 武) 異議なしと認めます。したがって、議案第88号は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第89号、令和元年度潟上市後期高齢者医療特別会計補正予算(第3号)(案)について、討論、採決を行います。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(西村 武) 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第89号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(西村 武) 異議なしと認めます。したがって、議案第89号は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第90号、令和元年度潟上市介護保険事業特別会計補正予算(第3号)(案)について、討論、採決を行います。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(西村 武) 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第90号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(西村 武) 異議なしと認めます。したがって、議案第90号は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第91号、令和元年度潟上市水道事業会計補正予算(第3号)(案)について、討論、採決を行います。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(西村 武) 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第91号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(西村 武) 異議なしと認めます。したがって、議案第91号は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第92号、令和元年度潟上市下水道事業会計補正予算(第2号)(案)について、討論、採決を行います。

討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(西村 武) 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第92号を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(西村 武) 異議なしと認めます。したがって、議案第92号は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第30、議案第93号、令和元年度潟上市水道事業会計補正予算(第4号)(案)についてを議題と致します。

議案第93号について、当局より提案理由の説明を求めます。菅原総務部長。

○総務部長(菅原靖仁) それでは、第4回潟上市議会定例会追加提出議案についてご説明申し上げます。

議案書の1ページをお開き願います。

議案第93号、令和元年度潟上市水道事業会計補正予算(第4号)(案)について。

別冊のとおり。

令和元年12月17日提出 潟上市長 藤原一成

別冊の令和元年度潟上市水道事業会計補正予算書(案)(第4号)の1ページをお願い致します。

議案第93号、令和元年度潟上市水道事業会計補正予算(第4号)は、資本的支出に4,838万2,000円を追加するものでございます。補正予算の内容は、出戸浄水場の非常用発電機を更新するものでございます。

12月2日に定期点検を行った業者より、非常用発電機に不具合があり作動しない恐れ

がある。早急な更新を推奨する旨の報告を受けております。仮に停電が発生した際に非常用発電機が作動しない場合、約1,700戸、4,000人の生活に影響を及ぼすことから、早急に対処する必要があるとございますので、今回追加提案するものでございます。

以上で説明を終わります。

- 議長（西村 武） これから質疑を行います。質疑ありませんか。8番中川光博議員。
- 8番（中川光博） ちょっと論点の違う質問になってしまうかもしれませんが、今回非常用電源の更新ということの提案ですけれども、肝心かなめのインフラの一丁目一番地の水の問題ですのでちょっとお聞きしたいと思っておりますけれども、水がないと死んでしまいますので、この水についてのリスクマネジメント、リスク管理については大変いろいろ関心を寄せていただいていると思うんですけれども、実は、この夏、追分地区、出戸地区で水位が下がったと思われるんですが、かなり防災無線で節水の呼びかけがありました。ちょっと私が勉強不足なのかわかりませんが、その実態について市民やあるいは議会について実情、実態の報告というのがちょっとなされたのか、どうも私はちょっと覚えてないのでこの点についてちょっとお聞きしたいんですが、水ですね、当然発電機ですので今、上の問題ですけれども、肝心かなめの水がどうだったかということと随分関連しますのでお聞きしますけれども、まず一つは、この夏の渇水の状態がどういう状態だったかというのをちょっと説明していただきたいな。これは湧上全体での渇水だったのか、あるいは部分的に今言ってる出戸エリアの渇水なのか、あるいは追分エリアも含めた渇水だったのか。で、通常水位というのを地下であるはずなんですけど、どのくらい下がっていたのか、その付近もちょっとお聞きしたいなと。
- 議長（西村 武） 中川議員、提案されました議案について質問してください。
- 8番（中川光博） いえ、当然出戸の水ですので、今、修理代ということですのでけれども、この今回の渇水と関係してるのかどうか、その付近を今次に聞いていきたいと思っておりますので、まずはその夏の実態がどうだったのかと。で、12月点検したということですのでけれども、そのあたりの渇水の状態のそのあたりの機械のモーターも含めてどうだったのかなということと関連しますので、まずこの大変大事な水の実態を教えてくださいなと。いかがですか。
- 13番（堀井克見） 議長、議事整理を要請したいと思います。
- 議長（西村 武） 暫時休憩します。

午後 3時25分 休憩

午後 3時25分 再開

○議長（西村 武） 会議を再開します。

渋谷上下水道局長。

○上下水道局長（渋谷一春） ただいまの質問にお答え致します。

今回の非常用発電機の更新工事と夏の渇水の状況とは、直接関係はございません。

以上でございます。

○議長（西村 武） 8番中川議員。

○8番（中川光博） 私も最初違う論点からというふうなお話もしましたので、そういうこともあるのかなとは思いますが、じゃあ次の別の角度からちょっと質問しますけれども、これからということですが、今回出戸浄水場の電源を交換してしっかりした浄水場にするということですが、これ、これからということを見ると、今回この発電機を交換したことによって例えば、これからということを見ると、あの浄水場のエリアというのは今日もお話出ましたけれども1,700世帯、4,000人相当の水と、同じくすぐ隣に天王浄水場、これが追分に行ってる水ですが、随分大きな水量が必要ですので、渇水の状態考えると、その今、出戸浄水場を電源変えてしっかりしたものにすることですが、それでしっかり間に合うのかどうか、そのあたりが心配なのでこういう質問をしてるんですが、関連ないですかね。

○議長（西村 武） 渋谷上下水道局長。

○上下水道局長（渋谷一春） ただいまのご質問にお答え致します。

今回整備するものは停電時に発電する非常用の発電機でございますので、その発電機については、今、浄水場をすべて賄うような規模のものをつけることとしてございますので、特段影響はございません。

以上でございます。

○議長（西村 武） 8番中川光博議員。

○8番（中川光博） 今の電源を交換した出戸浄水場で、これからの渇水については十分リスク管理ができるというふうに考えておいていいですか。

○議長（西村 武） 渋谷上下水道局長。

○上下水道局長（渋谷一春） ただいまのご質問にお答え致します。

今回整備する機械は停電時にその停電を補うためにつける電源でございますので、常

時動いているわけではございませんので、停電時になったときに電気が来ないと水が供給できません。停電時にその非常用発電機が停止した場合は、先ほどもちょっとお話ししましたが約1,700戸、4,000人の人々に影響が出ます。その影響を防ぐために、停電時に電気を供給するための非常用発電機を整備するものでございます。

以上です。

○議長（西村 武） 3回終わったもので。ほかに質疑ございませんか。大谷議員。

○16番（大谷貞廣） この更新なんですけれども、マニュアルがどういうぐあいになってますか。要するにテストラン、月に何回だとか1週間に1回だとか、そういうことをマニュアルがあるはずですから、そこちょっと教えてください。

○議長（西村 武） 畠山上下水道課長。

○上下水道課長（畠山 修） ただいまのご質問にお答え致します。

この浄水場の点検のマニュアルですけれども、まず精密な点検を年2回実施するというようになっております。それと、隔年に1回ずつ、電気保安協会の方から通電の点検をしていただくということになっております。その中で、非常用発電機については動く回数が少ないことから、年1回の点検ということで実施しております。

以上です。

○議長（西村 武） 16番大谷貞廣議員。

○16番（大谷貞廣） 時間ちょっとくうんですけれども、年1回といえば、そのメーカーにちゃんと書かれてるから年1回でいいんでしょうけれども、疑問に思うんですけれども、そういうぐあいに設計書というかそういうものに書かれておる、で、やると、年1回動かすと、そういうことなんでしょうね。大概、機器的には、こういうものについてはプロテクトリレーだとかいろいろなものを月1回、最低でも月1回、それから燃料どのくらい使うか、これは普通ではないでしょうかなと思うんですけれども、そこら辺ちょっと確立されて今のご発言でしょうか。ちょっとそこだけ確認です。

○議長（西村 武） 畠山上下水道課長。

○上下水道課長（畠山 修） ただいまのご質問にお答え致します。

この非常用発電装置というのは通常ほとんど動かないもので、実際に動いたのは東日本大震災のときに稼働して給水の方をまず続けてきたわけです。ですので、その燃料とかの点検についてもほとんどまず使わないということで、その2カ月に1回程度作動させて動くことを確認していると。で、細かいものについては、実際にほとんど動いてお

りませんので、詳細について1回点検するという事で今まで実施してきております。

以上です。

○議長（西村 武） 15番小林 悟議員。

○15番（小林 悟） 今納得しましたけども、この発電機が1985年から使われてると。そうすれば、これどのぐらいの保証があったのか。そうすれば、今のところこれ35年使われていたことになります。やはり年数が経ったら取り替えなきゃならないというのがこれ常であります。使えるから使えるだけ使うではなくて、非常時用のものですので、例えば30年、40年が使えるとなれば、壊れても壊れてなくても取り替えは必要であります。その辺はどう考えてるのか、その辺をお聞かせください。

○議長（西村 武） 渋谷上下水道局長。

○上下水道局長（渋谷一春） ただいまのご質問にお答え致します。

現在、今の機械はまず15年、耐用年数は15年のものを34年ほど使っております。今後まず潟上市で浄水関係の主要電源については、まず22年間使っているものもございませう。そういうものについては、今回のことをいい教訓として、その耐用年数ごとに交換するものなのか、それとも部品が製造されているうちは使うものなのか、そこら辺についても再度検討しながら今後は対応していきたいというふうに考えてございます。

以上です。

○議長（西村 武） 15番小林 悟議員。

○15番（小林 悟） ありがとうございます。いずれ機械は壊れるものであります。ですから、やはり耐用年数なったらそれはもう壊れるものとみなして、ある程度様子を見ながら、もたせても5年なり何年間とかいうメンテナンスをしっかりとしてもらいながら、もうそろそろ取り替える時期だなと判断すべきだと思いますので、これは何かあってからもうだめだったというのでは遅すぎます。そして、このことについても我々議会に提案するにしてもちょっと遅すぎではないかと。このことについても私少し危惧しております。やはり各委員会で、常任委員会でもんでもらうことが大事でありますので、この議会の中でやるよりもやはり詳細審査ということがこの後実際必要になってきますので、是非ともこの後も緊急の提案するよりはできるだけ早く提案してもらいたいと、このように思いますので宜しくお願いします。

○議長（西村 武） 栗山副市長。

○副市長（栗山隆昌） ただいまのご質問にお答え致します。

先ほど総務部長からの説明がありましたけども、この事象が発生したのが12月2日ということでございます。そしてその後の対応を検討し、そして補正予算額を算定するにあたって日数を要したということで、ただ最終日のこの議事日程の中で併せて提案するにあたってはいきなりはないだろうということで、事前に皆様にお知らせしながら進めさせていただいたところでございます。また議員の皆様が、いや追加提案であろうともすべて委員会で検討したいというようなことだとしたら、それはまあ議会の方で検討いただきたいことだと思いますけれども、それもケース・バイ・ケースであろうと。今回の事案のように1点だけの審議ということであれば、この委員会の中で審議いただくのが我々としては妥当と考えたところでございます。

以上でございます。

○議長（西村 武） ほかに質疑ございませんか。12番藤原典男議員。

○12番（藤原典男） 市民にとっては、いろんな事故があったときに対応できるというふうなことがまず必要だと思うんですけども、スムーズな工事の完了と、それから工期をどのように考えているのかということと、あとはもうこれ昔のエンジン、それから発電機、エンジンについて発電機だと思うんですけども、今回更新するのは新型なのか、それとも程度のいい中古なのか、そこら辺はどのように考えているのか伺います。

○議長（西村 武） 畠山上下水道課長。

○上下水道課長（畠山 修） ただいまのご質問にお答え致します。

製造業者の方に確認したところ、受注生産となるということで6カ月程度の期間を見込んでおります。更新するものですから新製品といいますか、新しい新品を導入する予定にしております。

以上です。

○議長（西村 武） 12番藤原典男議員。

○12番（藤原典男） 取り付けまで6カ月かかるとなればだいぶ長いなというふうに思いますが、似たような品物はいっぱいあると思うんですけども、そこら辺やはり私は市民のためにもいろいろ探してすぐ対応すべきじゃないかなと思うんですけども、そういうふうな考えはありますか。

○議長（西村 武） 畠山上下水道課長。

○上下水道課長（畠山 修） ただいまのご質問にお答え致します。

今述べたとおり6カ月間かかるということで、その間に停電があつて非常用発電機が故障したという場合については水が出ないということになりますので、その間は仮設のリースで対応することで検討して、もう既に、発注までの間、仮設のリースを設置することで対応してございます。

以上です。

○議長（西村 武） 2番戸田俊樹議員。

○2番（戸田俊樹） この定例会の最終日にこういうふうな4,800万円ほどの水道事業に支出をすると。まあ、やむを得ないというふうには思いますけれども、先般もまた学校、小学校の暖房機が点検したらうまくなかったということで、四十数台、新品に交換すると。これも耐用年数が過ぎているというふうなこともあり、これも耐用年数が過ぎると。点検したらこういうふうな結果だということですね。まあ日常の当局の管理体制なりそういうものも非常に何かあるんじゃないかというふうに思うわけで、そこは今後検討していただいて、この4,838万円の積算根拠を少し教えていただければと思います。

なお、先ほど課長の方から、この6カ月間の間の仮のもので対応するというところから、その辺のところではいろいろな見積もりをとってこのような4,800万円の数字を計上したと思いますけれども、水道課、水道事業会計上のこういうふうなことと、下水道の下水道の賦課漏れの660万円の処分をしたというふうなこと等を考えますと、最近いろんなことでトラブルめいたような気がしますので、とりあえずまずこの積算根拠を教えてくださいたいと思います。

○議長（西村 武） 畠山上下水道課長。

○上下水道課長（畠山 修） ただいまのご質問についてお答え致します。

積算根拠ということでございますけれども、水道事業については水道事業実務必携というものがございますので、それに基づいて積算の方をしております。ただし、それにすべて載ってるわけでもありませんので、そうでないものについては見積もりで積算の方をしているということでございます。

内訳ですけれども、本設の発電機が1基設置するというのと、その発電機、先ほど6カ月かかるという話しましたけれども、それまでの間リースの方で対応するというところで、そのリース料の方も計上しております。

以上です。

（「中身。」の声あり）

○上下水道課長（畠山 修） 中身の方については、積算の中身、細かくちょっと言うことができませんので、概略の方を言いたいと思います。

機器費として直接工事費として2,400万円ほど計上しております。その他、リースの賃料、据え付け工事費、あとクレーンの運転費用、機械の運搬費、機器の運搬費ですね、これ秋田の方にはないので遠くの方から持ってくるので、機器の運搬費等を計上して4,800万円という金額を計上しております。

以上です。

○2番（戸田俊樹） まあ発電機を受注発注せざるを得ない。まあ発注せざるを得ないということですが、運搬費だ、直接費用だ、賃料だとかどうかというのは、そのちゃんと計算したの出してもらっていいんじゃないですか。今日まで2週間もあればですよ、出てる資料も添付するべきではないかと思えますけども、そこまでは必要ないということですか。説明責任はないと。

○議長（西村 武） 栗山副市長。

○副市長（栗山隆昌） ただいまのご質問でございますけども、内訳に関しましては今課長が答弁したとおりでございます。詳細な金額につきましては、これ入札を控えてることでございますので、これ勘弁していただきたいなと思えます。宜しくお願い致します。

○議長（西村 武） 2番戸田俊樹議員。

○2番（戸田俊樹） 入札が控えてるので数字は云々ということですので、もっと安く仕上げるようにひとつお願いして終わります。

○議長（西村 武） ほかに質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（西村 武） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（西村 武） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第93号を採決します。本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（西村 武） 起立全員です。したがって、議案第93号は、原案のとおり可決されました。

○10番（佐藤義久） 議長、発言を許してください。

○議長（西村 武） 動議。どういう動議だ。

○10番（佐藤義久） 侮辱の動議。うそつき呼ばわりされましたので訴えたいと思います。

○議長（西村 武） せば、賛成者いなきやいけないですよ。

○10番（佐藤義久） いや、侮辱は賛成要らないでしょ。

○議長（西村 武） いえ、おります。います。

（「賛成」の声あり）

○10番（佐藤義久） ありがとうございます。

○議長（西村 武） じゃあ、その理由を述べてください。

○10番（佐藤義久） いや、先ほどの本会議の中で委員長報告をした際に各委員の意見を述べましたところ、正式な発言ではなかったんですが、本会議場で、私には暴言と捉えましたが、継続だと、言ったねがと、うそつきだということを言われました。これやはり議長から、もし何でしたら議事録を私忠実に読みましたので、書記等の録音テープを確認する。もう一つは、私が間違っていれば謝罪しますし、本人から謝罪なり、議長から注意なりするようにしていただきたいと思います。

○議長（西村 武） 暫時休憩します。

午後 3時47分 休憩

.....
午後 4時44分 再開

○議長（西村 武） 休憩前に続きまして会議を再開します。

ただいま10番より鈴木斌次郎議員に対しまして撤回と謝罪を求める動議が提出されておりますので、所定の賛成者がおりますので、この動議は成立しております。

そこで提出者より説明を求めます。

○10番（佐藤義久） 鈴木斌次郎議員に撤回と謝罪を求める動議。

本日、本会議場においてイージス・アショアの審議の際、佐藤総務文教常任委員長の報告に対して5番鈴木斌次郎議員より名誉を毀損する不穏当な発言がありました。本会議場でうそつき呼ばわりした発言は、神聖な議場において絶対に許されることではありません。本会議、潟上市議会の権威を失墜させた責任は重大です。したがって、鈴木斌次郎議員から直接撤回と謝罪を求めます。ない場合は、改めて懲罰動議を提出します。

令和元年12月17日

佐藤義久、大谷貞廣、菅原秀雄。

○議長（西村 武） それでは、この動議を直ちに日程に追加し、追加日程第1として議題とすることについて、これは採決をしなきゃいけないので採決を行います。

この動議を日程に追加し、議題とすることに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（西村 武） 起立少数です。したがって、この動議は日程に追加することは否決されました。以上です。

以上で本定例会に付議されました案件等についてはすべて議了致しましたので、ここで市長より発言の申し出がありますので、これを許します。藤原市長。

○市長（藤原一成） 令和元年第4回潟上市議会定例会の閉会にあたり、一言ご挨拶を申し上げます。

今回も、議会におきまして執行部の提案すべてにおいてご可決賜りまして、誠にありがとうございます。いただきましたご質問、ご意見、ご提案については、今後、真摯に当局としてこの後検討させていただきながら、また、潟上市民が一層幸せになれるような議会運営、そして我々執行部運営に努めてまいりたいと思います。

年の瀬が迫ってまいりました。一層寒くなる日々も続くと思いますが、どうぞ議員各位におかれましてはご自愛いただきまして、また、今年のご指導、ご鞭撻に感謝を申し上げます。来年またご指導賜ることをお願い申し上げます。閉会のご挨拶とさせていただきます。誠にありがとうございました。

○議長（西村 武） 議場は神聖な場でございますので、これからもひとつ議員の皆さんには、発言等につきましてはお互い十分に気をつけて紳士的な議論をすることにひとつしたいと議長からのお願いでございます。宜しくお願い致します。

これをもちまして、令和元年第4回潟上市議会定例会を閉会します。

本日は大変ご苦勞様でございました。

午後 4時50分 閉会

署 名

上記会議の次第を記載し、これに相違ないことを証明するためここに署名する。

潟上市議会議長 西 村 武

〃 署名議員 堀 井 克 見

〃 署名議員 菅 原 秀 雄